

4 都内発生早期

＜都内発生早期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜目的＞

- 1 都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国及び都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 情報収集

【情報収集】

- 国及び都、マスコミ報道等を通じて、国内の新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。（健康福祉部・総務部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等から引き続き発生状況の情報を収集する。

（健康福祉部、企画部、子ども部、教育部）

(2) 情報提供・共有

【市民への情報提供】

- 患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供する。（健康福祉部、企画部）
- 市内に居住する妊婦、乳幼児、高齢者、障害者及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、市民部、企画部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、子ども部、教育部）

【関係機関への情報提供】

- 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（健康福祉部、企画部）
- 医療機関及び関係機関等に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（健康福祉部）
- その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。（各部）

(3) 住民相談

【相談対応】

- 健康相談以外の様々な問い合わせに対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い問い合わせの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについては、ホームページで公表するなど、必要な対策を講ずる。（総務部、各部）
- 新型インフルエンザ等に関する一般的な問い合わせに関することは、引き続き、市の代表電話や各部で対応する。（各部）
- 市民に対し、新型インフルエンザ等に関する電話相談の設置情報等を提供する。（健康福祉部、総務部）

(4) 感染拡大防止

【感染拡大防止策】

- 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。
(健康福祉部)
- 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講ずる。（子ども部、教育部）
- 幼稚園、保育施設、学童クラブ、学校等は、新型インフルエンザ等の疑われる園児・児童・生徒について、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、園児・児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い校内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。（子ども部・教育部）
- 高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。（健康福祉部、企画部）
- 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。（市民部、まちづくり部）
- 医療機関及び社会福祉施設等における感染対策を強化するよう要請する。（健康福祉部、市立病院）
- 国内発生早期段階から行ってきた、市立病院における感染対策をさらに強化する。（市立病院）

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。（各部）

(5) 予防接種

【特定接種】

- 市職員の対象者に対し接種が必要な場合、国及び都と連携し特措法第28条に基づく特定接種を継続する。（総務部）

【住民接種（新臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種として継続する。（健

康福祉部)

【住民接種（臨時接種）】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、市の実情に応じた予防接種（集団的接種もしくは個別的接種）を特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種として継続する。（健康福祉部）

(6) 医療

【相談体制等】

- 都が設置する相談センターと連携し、市民からの相談に応じる。（健康福祉部、総務部）

【診療体制】

- 患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。（健康福祉部）

【抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等】

- 国内感染期に備え、引き続き、国・都等と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。（健康福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

【社会的弱者への生活支援】

- 都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引き続き準備する。（健康福祉部、市民部、環境共生部）

【埋火葬、遺体管理】

- 遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。（環境共生部）
- 遺体安置所の設置及び運用準備をする。（市民部、環境共生部、まちづくり部、健康福祉部）

【市役所機能の維持】

- 下水道事業の継続を行う。（環境共生部）

- ごみ処理事業の継続を行う。(環境共生部)

【緊急事態宣言時の対応】

- 国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食糧・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占め及び売り惜しみを行わない等適切な行動を要請する。また、必要に応じ、日野市代表電話・消費生活相談室等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(企画部・まちづくり部・総務部)